

## 私道への公共下水道管きよ設置要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号に規定する本市の処理区域内及び処理区域となる予定の区域内において、私物たる道路（以下「私道」という。）に公共下水道管きよの設置基準を定めて、下水道の普及促進を図るものとする。

(用語)

**第2条** この要綱において使用する用語は、法及び福知山市下水道条例（平成24年福知山市条例第33号）において使用する用語の例による。

(設置基準)

**第3条** 私道における公共下水道排水設備は、その土地又は建築物の所有者（以下「土地所有者等」という。）が設置し、改築し、及び管理するものとする。

2 次の各号のいずれにも該当する場合には、福知山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が、私道における下水道管きよを設置し、改築し、及び管理することができる。

(1) 私道が公物たる道路（以下「公道」という。）に接続しており、当該下水道管きよに下水を排除することを希望する所有者の異なる家屋（公道に面した家屋を除く。）が2戸以上あること。

(2) 私道が、不特定多数の人の用に供され、その利用について制限が設けられていないこと。

(3) 私道は、下水道管きよの設置が可能な幅員を有すること。

(4) 私道に係る土地の所有者全員が、当該土地に下水道管きよを設置すること、及びその維持管理をすることに合意していること。

(5) 当該下水道管きよの申請者全員が、当該工事完了後速やかに排水設備工事を行うことに同意していること。

3 管理者は、前項の規定により下水道管きよの設置をしたときは、私道を原状に回復するものとする。

(費用負担)

**第4条** 前条第2項の下水道管きよの設置に要する費用は、管理者が50パーセント、土地所有者等が50パーセントを負担する。

2 前条第2項の下水道管きよの改築、修繕、維持その他の管理に要する費用は、管理者の負担とする。

(申請)

**第5条** この要綱に基づき、私道に下水道管きよの設置を希望するときは、代表者を選定し、次に掲げる書類を管理者へ提出するものとする。

- (1) 公共下水道管きよ設置申請書 (別記様式第1号)
- (2) 公共下水道管きよ設置申請者名簿 (別記様式第2号)
- (3) 公共下水道管きよ設置承諾書 (別記様式第3号)
- (4) 位置図 (別記様式第4号) 及び公図等の写し

(審査及び通知)

**第6条** 管理者は、前条の規定による申請があったときは、必要な審査及び調査等を行い、その結果を公共下水道管きよ設置決定通知書 (別記様式第5号) により前条の代表者に通知するものとする。

(工事)

**第7条** この要綱により設置を決定した下水道管きよの工事は、毎年度予算の範囲内で行うものとする。

(完成後の措置)

**第8条** この要綱により設置された私道の下水道管きよの所有権は、管理者に帰属し、維持管理は管理者が行うものとする。

(下水道の移設等)

**第9条** この要綱により設置された下水道の全部又は一部を移設し、又は撤去しようとするときは、管理者の承認を受けなければならない。この場合において、当該移設又は撤去の工事に要する費用は、原因者の負担とする。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、現にこの要綱による改正前の私道等における公共下水道施設築造工事実施要綱 (昭和45年制定) の規定よりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。